

明 監 報 第 5 号

行政監査（農業委員会事務局）結果報告のこと

地方自治法第 199 条第 2 項の規定により、みだしの監査を実施したので、その結果を別紙のとおり報告する。

平成 26 年(2014 年) 3 月 25 日

明石市監査委員	林	郁	朗		
同	星	川	啓	明	
同	富	田	賢	治	
同	尾	倉	あ	き	子

## 行政監査（農業委員会事務局）の結果について

### I 監査のテーマ

「準公金の取扱いについて」

（選定の理由）

本市においては、市職員が職務の遂行上やむを得ず、地域団体等の公金以外の現金等（以下「準公金」という。）を取り扱っている事例がある。このような準公金は、法令の規定を根拠に管理をしているものでないことから、明石市財務規則も適用されていない。

また、準公金について、その取扱いに関する統一的なルールはなく、所管部署がそれぞれ独自に管理されているのが現状である。

しかしながら、こうした準公金は、公金と同様、適正に管理されていなければならない。管理上の問題があれば、市の責任が問われることになる。

そのため、準公金の取扱いに関する事務について行政監査を実施することとした。

### II 監査の期間

平成 26 年 2 月 4 日から平成 26 年 3 月 25 日まで

### III 監査の範囲

実態調査時点における準公金の取扱いに関する事務

### IV 監査の方法

事前に行った「公金外現金等の取扱いに係る実態調査」の結果に基づき、農業委員会事務局から関係書類等について調査確認し、必要に応じて関係職員の説明を聴取する方法により、監査を実施した。

監査の対象事項としては、以下のとおりである。

- (1) 準公金の取扱状況について
- (2) 準公金の取扱金額について
- (3) 準公金の管理状況について
- (4) 準公金の事務処理について

(5) 今後の取扱いについて

## V 監査の結果

農業委員会事務局が取り扱っている準公金 1 件の監査を実施した結果、おおむね適正に執行されているものと認められ、事務処理上、特に指摘する事項はなかった。